

業務成績評定の企業選定への 反映について

1. 業務成績評価とは？

(1) 地方整備局委託業務等成績評価要領の目的

この要領は、地方整備局の所掌する委託業務等の成績評価(以下「評価」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(2) 業務成績評価の適用範囲

地質調査共通仕様書に定める地質調査業務

測量作業共通仕様書に定める測量業務

設計業務共通仕様書及び電気通信施設設計業務共通仕様書に定める調査業務及び計画業務

設計共通仕様書に定める設計業務

評価は、原則として1件の請負金額が500万円を超える委託業務等について行うものとする。

(3) 業務成績評価の現状の利用範囲

業者選定時: 60点未満は足切り、プロポーザル等の技術審査で評価点数化

局長表彰・事務所長表彰: 一定成績以上の業務を審査対象に表彰に値する業務を選定

低入札価格調査において「過去の業務成績評価の確認」を位置づけ

2. 業務成績活用の方角性

業務成績評定点を資格審査から業者特定に至るどの段階でどの様に活用するか

対象項目	考えられる案
(1) どの段階で	足切り、絞り込み、特定
(2) 誰を	企業、技術者(管理技術者、担当技術者、照査技術者)
(3) どの業種区分の点数を	5業種毎の平均点、同種・類似の平均点、専門分野の平均点、全業務の平均点
(4) 地域の対象範囲	全国、地整、自治体
(5) 申告する者	企業が申告した上位3業務の平均点、発注者が把握した全体業務の平均点

3. 現状の業務成績評点活用 (関東地整での運用)

簡易公募型プロポーザル方式・簡易公募型競争入札方式における「特定」項目の事例

： 欠格要件 ： 加算要件

評価項目	評価内容		提出された技術提案書の特定		備考	
			技術者評価型	総合評価型		
企業の評価	資格要件	建設コンサルタント登録	当該部門への登録の有無	(選定時に評価)	(選定時に評価)	
	業務経験	同種・類似業務の実績	過去10年間で1件以上	(選定時に評価)	(選定時に評価)	60点未満の業務は実績として認めない
	技術力	業務成績	関東地整発注業務の過去5年間の当該業種の平均業務成績	(選定時に評価)	(選定時に評価)	平均業務成績が60点未満の者は選定しない
		優良業務表彰の経験	過去5年間に関東地整発注業務の表彰	(選定時に評価)	(選定時に評価)	
予定の管理技術者	資格要件	技術者資格	技術士・RCCM・マネジメント経験の有無			
	業務経験	同種・類似業務の実績	過去10年間で1件以上			60点未満の業務は実績として認めない
	技術力	業務成績	関東地整発注業務の過去5年間の平均業務成績			平均業務成績が60点未満の者は選定しない
		優良技術者表彰の経験	過去5年間に関東地整発注業務の表彰			
	専任制	手持ち業務量	4億円未満又は10件未満であること	(選定時に確認)	(選定時に確認)	
業務実施体制				(選定時に確認)	(選定時に確認)	
ヒアリング(取り組み姿勢等)						
実施方針・実施フロー・工程表・その他			-			
特定テーマ(2~3テーマ設定)			-			
参考見積 (参考業務規模と大きく掛け離れている。又は提案に対して不適切な場合は特定しない)						

4. 総合評価方式における業務成績利用の方向性について

プロポーザル方式において、評点合計に対する成績の評価点の比率が1割～3割程度となっているが、総合評価方式については価格点も評価されることから、成績の循環の観点から、成績の評価点の比率を高くして、品質を確保する必要がある。

1. 現行の総合評価型プロポーザル方式の評価項目をベースに総合評価方式に移行した場合(イメージ図)

総合評価型プロポーザル方式



2. 現行の技術者評価型プロポーザル方式の評価項目をベースに総合評価方式に移行した場合(イメージ図)

技術者評価型プロポーザル方式

